

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民によ</p>	<p>字句の追加</p>

<p>5 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者</p>	<p>る自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は<u>複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）</u>等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防支援事業者</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>項の繰下げ</p>
---	--	---------------------------------------

<p>は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の繰下げ 項の繰下げ及び 字句の改正</p> <p>項の繰下げ 字句の改正</p>
---	---	--

<p>(1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで (略) エ <u>第31条第15号</u>に規定する評価の結果の記録 オ <u>第31条第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護</p>	<p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで (略) エ <u>第31条第16号</u>に規定する評価の結果の記録 オ <u>第31条第17号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	--

<p>予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)から(12)まで (略)</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画書</u>等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14) (略)</p>	<p>予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、</u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)から(12)まで (略)</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書</u>等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>担当職員は、指定介護予</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p>
---	--	---------------------------------------

	<p><u>防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p>	
<p>(15)から(21)まで</p>	<p>(16)から(22)まで</p> <p>(23) <u>前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p>	<p>号の繰下げ 号の追加</p>
<p>(22)から(28)まで</p>	<p>(24)から(30)まで</p>	<p>号の繰下げ</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。